

## 江津市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱

平成 25 年 3 月 28 日

告示第 24 号

江津市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱(平成 23 年江津市告示第 61 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この告示は、被後見人等が支払う成年後見制度の利用に係る報酬の不足を助成することにより、資力に乏しく成年後見制度の継続利用が困難である者でも同制度による身上監護及び財産管理等の適切な援助を受けることができる環境を整備し、もって高齢者及び障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、その助成については、江津市補助金等交付規則（平成 2 年江津市規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門職後見人 親族以外の専門職又は法人による成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人及び補助監督人をいう。
- (2) 被後見人等 成年被後見人、被保佐人及び被補助人をいう。
- (3) 後見人等 成年後見人、保佐人及び補助人をいう。
- (4) 後見監督人等 成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人をいう。
- (5) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 江津市内に住所を有している者（江津市内に所在する特定の施設に入所又は入居をし、当該施設を住所地とした者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）において江津市以外の市町村を援護地とする者及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）において住所地特例により江津市以外の市町村に住所を有するとみなされる者を除く。）

イ 江津市以外の市町村に所在する特定の施設に入所又は入居をし、当該施設を住所地とした者であって、障害者総合支援法において江津市を援護地とす

る者及び介護保険法において住所地特例により江津市に住所を有するとみなされる者

- (6) 施設 日常的に身上監護がある居住形態(医療機関への入院を含む)をいう。
- (7) 在宅 持家又は賃貸住宅等施設以外の居住形態で生活していることをいう。
- (8) 基本報酬の額 後見人等又は後見監督人等が通常の後見等事務又は後見監督等事務を行った場合の報酬の月額をいい、後見人等にあつては被後見人等が在宅の場合は 20,000 円、施設で生活している場合は 13,000 円、後見監督人等にあつては 10,000 円とする。ただし、月の途中で前 2 号の居住形態の間で移動した場合、当該月は在宅とみなす。
- (9) 報酬月額 民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定により家庭裁判所が審判した後見人等又は後見監督人等の報酬額を、報酬付与の対象となった期間の月数で除して得た額をいう。
- (10) 助成月数 報酬付与の対象となった期間のうち、担当する被後見人等が市民であった期間の月数をいう。ただし、前記の期間が 12 月を超える場合にあっては、12 月とする。

2 前項第 9 号及び第 10 号の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは、14 日以下は切り捨て、15 日以上は 1 月とする。

(助成対象者)

第 3 条 助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、専門職後見人であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
  - ア 障がい福祉サービスを利用している又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者を被後見人等とする者
  - イ 介護サービスを利用している又は利用しようとする介護保険の被保険者を被後見人等とする者
- (2) 前号の被後見人等が市民である者又は市民であつた者
- (3) 第 1 号の被後見人等に係る後見等事務又は後見監督等事務の報酬について、基本報酬の額を下回る報酬月額の審判を受けた者

(助成額)

第4条 対象者への助成額は、基本報酬の額から報酬月額を減じた額に、助成月数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、他の助成制度の該当になるときは、他制度を優先して適用するものとする。

2 前条の助成額は、予算の範囲内を上限とする。

(交付申請)

第5条 対象者が助成を受けようとするときは、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、報酬付与の審判のあった日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判書の写し
- (2) 報酬付与の対象になった期間に係る、家庭裁判所に提出した報告書の写し
- (3) 登記事項証明書の写し
- (4) 居住形態が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1年度につき1回に限りすることができる。ただし、被後見人等の死亡その他の特別の事情があると認められる場合は、1年度につき2回に限りすることができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条に規定する助成の決定を受けた者が助成金の交付の請求をしようとするときは、成年後見制度利用支援事業助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金を受けたと認めるときは、交付決定した助成金の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されて

いる場合は期間を定めて返還を命ずるものとする。

(規則の適用除外)

第9条 この告示の規定による助成については、規則第10条に規定する着手届及び完了届並びに第11条に規定する実績報告は、適用しない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月24日告示第60号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の江津市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年12月28日告示第180号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の江津市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に報酬付与の審判を受けた期間に係る助成金について適用し、同日前に報酬付与の審判を受けた期間に係る助成金については、なお従前の例による。